



# 鳥取県公報

平成 20 年 10 月 21 日(火)  
号外第 1 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（63）（移住定住促進課）・・・・・・・・・・ 7
	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（64）（公園自然課）・・・・・・・・・・ 10
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
	（65）（人事・評価室）・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	（66）（長寿社会課）・・・・・・・・・・ 16
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例（67）（産業振興戦略総室）・・・ 19
	鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正する条例（68）（水産課）・・・・・・・・ 22

———公布された条例のあらまし———

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 本県の中山間地域は、地域住民の生活の場としてのみならず、多面的・公益的な機能を有し、県民共有の財産である。しかしながら、本県の中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。
- (2) (1)の現状を踏まえ、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利公益活動法人、事業者等の多様な主体が認識を共有し、地域住民と協働して共に手を携え、みんなで中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要であり、そのための基本方針、重点的に取り組む施策等を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るため地域住民をはじめとした県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の役割を明らかにするとともに、協働して総合的な施策の推進を図ることにより、もって豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。
(2) 基本方針	<p>ア 中山間地域の振興は、各地域の特性を踏まえ、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。</p> <p>イ 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。</p> <p>ウ 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>エ 中山間地域の振興は、中山間地域の自然環境及び農林地を保全し、治山、治水、水源かん養等の公益的な機能の維持増進が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>オ 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域が共に支え合う共生の考えの下、都市部及び中山間地域が有する各々の価値及び機能を相互に理解し、協力して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。</p>
(3) 県の責務	<p>ア 県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。</p> <p>イ 県は、施策を推進するに当たっては、市町村及び県民等と協働に努めるものとする。</p> <p>ウ 県は、特定非営利公益活動法人、ボランティア、事業者、大学等のそれぞれの特性を生かした、住民と連携した地域活動が促進されるよう環境整備等に努めるものとする。</p> <p>エ 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する施策の提言等を行うよう努めるものとする。</p> <p>オ 県は、中山間地域の公益的な機能について、県民の理解を深めるよう努めるものとする。</p>
(4) 市町村の役割	中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。
(5) 県民等の役割	県民等は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域が有する公益

	<p>的な機能に対する理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地域を共に支え、活性化を目指す取組への参加及び協力を努めるものとする。</p>
<p>(6) 重点的に取組む施策</p>	<p>県、市町村及び県民等は、(2)の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。</p> <p>ア 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策</p> <p>(ア) 地域に不可欠な生活基盤となっている生活交通の確保及び情報通信環境等の整備を図ること。</p> <p>(イ) 地域における保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実に図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにすること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境を確保すること。</p> <p>(エ) 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。</p> <p>イ 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策</p> <p>(ア) 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。</p> <p>(イ) 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。</p> <p>ウ 伝統文化等の継承等に関する施策</p> <p>中山間地域の歴史と風土の中ではぐくまれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進するもの。</p> <p>エ 産業の振興に関する施策</p> <p>(ア) 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。</p> <p>(イ) 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業の創出を図ること。</p> <p>(ウ) 地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場の確保を図ること。</p> <p>(エ) イの(ア)及び(イ)の地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。</p> <p>オ 他地域との交流促進等に関する施策</p> <p>中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの</p> <p>カ 中山間地域と都市部との共生に関する施策</p> <p>均衡ある地域づくりを図るため、豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を図るもの</p> <p>キ 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策</p> <p>自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの</p>

(7) 調査及び研究	県は、市町村、学識経験者、住民及び県民等と定期的に協議し、中山間地域の現状把握並びに施策の調査及び研究を行い、施策の充実に努めるものとする。
(8) 推進体制の整備	県は、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進するため、県の推進体制の整備に努めるものとする。
(9) 財政上の措置	県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(10) 施行期日等	ア 施行期日は、公布日とする。 イ 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の新設について

### 1 条例の新設理由

- (1) 鳥取砂丘は、我が国最大級の海岸砂丘であり、独特の地形や起伏に富んだ景観で知られ、固有の砂丘植物も自生する貴重な自然を有する地域である。
- (2) 最近では、砂丘利用者のマナー低下等によりゴミのポイ捨てや砂丘斜面への落書きは後を絶たず、河川と港湾の整備等により砂の供給が減少するとともに、保安林の整備等の影響で草原化が進むなど、従来の手法による自然保護の限界を感じさせる事態も生じている。
- (3) これに対して、県民参加による除草活動や清掃活動など、鳥取砂丘の再生を目指す取組が活発化するとともに、乾燥地農業の研究拠点の整備、砂にまつわる文化的な催しの実施など、地域特性を活かした新しい価値や情報の創出と発信の拠点ともなっている。
- (4) このように鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、特色ある産業・文化活動・学術研究の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。
- (5) 鳥取砂丘の多面的な価値の向上を図り、その優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくため、この条例を制定する。

### 2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。
(2) 基本理念	鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済・文化等に及ぼす影響も勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。
(3) 県の責務	県は、基本理念にのっとり、国、鳥取市等の関係機関と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な保護施策等を総合的に推進するものとする。
(4) 砂丘利用者の責務	砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。
(5) 保護施策	ア 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、利用者の意識啓発を関係機関と連携して実施するものとする。 イ 県は、鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者の自主的な取組を促進するために必要

	<p>な措置を関係機関と連携して実施するものとする。</p> <p>ウ 県は、鳥取砂丘の固有環境とそれに影響を及ぼす気象、水理等の実態及び動向を的確に把握し、鳥取砂丘の保全と再生を科学的かつ効果的に推進するため、関係機関と協力して必要な調査研究を実施するものとする。</p> <p>エ 県は、調査研究の結果等を踏まえ、鳥取砂丘の保全と再生のため、工事その他の措置が必要と認められる場合には、関係機関との適切な役割分担のもとに、その推進を図るものとする。</p>
(6) 禁止行為	<p>ア 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(ア) 文字、図形又は記号(それを内包できる最小の長方形又は円の面積が10平方メートルを超えるものに限る。)を鳥取砂丘の地面に表示すること。</p> <p>(イ) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。</p> <p>(ウ) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。</p> <p>イ 自然公園法又は文化財保護法に基づく許可等に係る行為は、アによる禁止の対象から除外する。</p>
(7) 中止等の指示及び原状回復命令	<p>ア 知事は、その職員をして、(6)の禁止行為を現にしている者に対し、中止等の指示をすることができる。</p> <p>イ 知事は、(6)の禁止行為をした者に対し、原状回復を命ずることができる。</p>
(8) 罰則	<p>ア 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者 5万円以下の過料</p> <p>イ 中止等の指示に従わなかった者及び原状回復命令に違反し、原状回復をしなかった者 5万円以下の過料</p>
(9) 施行期日	施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正され、職員を派遣することができる団体(以下「派遣団体」という。)のうち、民法第34条の法人が一般社団法人又は一般財団法人に改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うほか、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「職員派遣条例」という。)の題名を改める。

(2) 社団法人及び財団法人が、平成20年12月1日から5年の間に一般社団法人等に移行することにかんがみ、職員派遣条例中引用している社団法人及び財団法人の名称について所要の規定の整備を行う。

(3) 派遣団体のうち、現在職員を派遣していない次の法人に係る規定を削る。

ア 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

イ 財団法人鳥取県体育協会

ウ 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

エ 日本赤十字社

(4) 関係条例の一部改正

(1)に伴い、職員派遣条例の題名を引用している次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

ウ 鳥取県職員定数条例

エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

## オ 鳥取県警察職員定員条例

- (5) 施行期日は、平成20年12月1日とする。

## 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

県立社会福祉施設の見直しにより、福原荘を平成21年3月31日限りで廃止し民営化することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 条例中、福原荘に係る規定を削る。  
(2) その他所要の規定の整備を行う。  
(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

## 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

農林水産業と製造業との連携の促進、環境と調和のとれた県内産業の発展を図るため、企業の立地に係る助成を拡充する等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 製造業等に係る企業立地事業であって、その原料又は材料として使用する農林水産物を事業者自ら生産する場合は、その生産に係る土地、家屋及び償却資産の取得並びに賃借に要する費用を投資額に含め、助成対象とする。  
(2) 企業立地事業のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるものに係る企業立地事業補助金については、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備の取得に係る投下固定資産額に3分の1を乗じて得た額を加算する。  
(3) (2)の加算を行う場合にあっては、企業立地事業補助金（知事特認による加算を含む。）の算出基礎となる投下固定資産額から、(2)の加算の対象となる投下固定資産額を控除するものとする。  
(4) その他所要の規定の整備を行う。  
(5) 施行期日等  
ア 施行期日は、公布日とする。  
イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県水産事務所設置条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

漁業取締業務の効率化を図るため、漁業取締船はやぶさの根拠地を境港（現行 鳥取港）に移転し、海面漁業の取締りに関する事務を主として境港水産事務所が行うこととするに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 境港水産事務所の所管区域のうち漁業取締りに関する事務については、鳥取県の区域を所管区域とする。  
(2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第63号

### 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例

鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切に、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るため地域住民をはじめとした県、市町村、県民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、事業者等の役割を明らかにするとともに、協働して総合的な施策の推進を図ることにより、もって豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの地域に類する地域として規則で定める地域

2 この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者及び大学をいう。

3 この条例において「住民」とは、中山間地域に居住する県民をいう。

(基本方針)

第3条 中山間地域の振興は、各地域の特性を踏まえ、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。

2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。

3 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られ

るよう推進されなければならない。

- 4 中山間地域の振興は、中山間地域の自然環境及び農林地を保全し、治山、治水、水源かん養等の公益的な機能の維持増進が図られるよう推進されなければならない。
- 5 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域が共に支え合う共生の考えの下、都市部及び中山間地域が有する各々の価値及び機能を相互に理解し、協力して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。

- 2 県は、施策を推進するに当たっては、市町村及び県民等と協働に努めるものとする。
- 3 県は、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者、大学等のそれぞれの特性を生かした、住民と連携した地域活動が促進されるよう環境整備等に努めるものとする。
- 4 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する施策の提言等を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、中山間地域の公益的な機能について、県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気の浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域が有する公益的な機能に対する理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地域を共に支え、活性化を目指す取組への参加及び協力に努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

- ア 地域に不可欠な生活基盤となっている生活交通の確保及び情報通信環境等の整備を図ること。
- イ 地域における保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにすること。
- ウ 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境を確保すること。
- エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

- ア 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。
- イ 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。

(3) 伝統文化等の継承等に関する施策で、中山間地域の歴史と風土の中ではぐくまれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進するもの

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

- ア 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。
- イ 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業の創出を図ること。
- ウ 地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場の確保を図ること。
- エ 第2号ア及びイの地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へ



のサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの

(6) 中山間地域と都市部との共生に関する施策で、均衡ある地域づくりを図るため、豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を図るもの

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

(調査及び研究)

第8条 県は、市町村、学識経験者、住民及び県民等と定期的に協議し、中山間地域の現状把握並びに施策の調査及び研究を行い、施策の充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進するため、県の推進体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第64号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 保護施策（第6条 第9条）

第3章 砂丘利用者への規制等（第10条 第13条）

第4章 罰則（第14条）

#### 附則

鳥取砂丘は、千代川及び日本海の浸食・堆積作用と季節風の吹寄せ力により形成された我が国最大級の海岸砂丘であり、スリバチ、風紋、砂れん等独特の地形や起伏に富んだ景観で知られ、ハマゴウなど固有の砂丘植物も自生する貴重な自然を有する地域である。

しかし、この独特な自然は、長らく鳥取砂丘に人の手が加わるのを妨げたのみならず、周辺に飛砂等の被害をもたらし、それに対抗するため、先人達は多大な労苦と工夫を積み重ねてきた。こうした努力の結果、飛砂防備保安林等が整備されて周辺の農業利用等が進み、本来の姿を留める地域が急速に狭まる中であっても、鳥取砂丘独特の風物は多くの人々を魅了し、様々な文人墨客が訪れ、文芸作品の舞台等にもなった。

そうした貴重な自然を保護し、人々の保健、休養等に資するべく、本来の姿が保たれている地域を中心に、昭和30年に国指定天然記念物、昭和38年に山陰海岸国立公園の区域に指定された。

しかるに、最近ではその区域内においても砂丘利用者のマナー低下等によりゴミのポイ捨てや砂丘斜面への落書きは後を絶たず、河川、港湾等の整備により砂の供給が減少するとともに、保安林整備等の影響で草原化が進むなど、従来手法による自然保護の限界を感じさせる事態も生じている。

これに対して、県民参加による鳥取砂丘の除草活動や清掃活動、千代川河口等のしゅんせつ砂を砂丘沖合に供給する事業など、鳥取砂丘の再生を目指す取組が活発化している。また、乾燥地農業の研究拠点が整備され、砂にまつわる文化的な催しも実施されるなど、地域特性を生かした新しい価値や情報の創出と発信の拠点ともなっている。

このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。

従来環境保全手法の限界も指摘される中で、これを後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。

これらが県民を始めとするすべての砂丘利用者が次世代に対して担う責務であるとの認識の下に、人々の協働により鳥取砂丘の保全と再生を推進し、適切な利用を増進することを通じて、その多面的価値の向上を図り、もって貴重な自然を守りつつ社会・経済を発展させてきた本県の象徴として、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継

いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取砂丘 独特の地形・地質、風致・景観、植生その他の自然環境(以下「固有環境」という。)を有するものとして別表に定める区域をいう。
- (2) 砂丘利用者 次に掲げる者をいう。
  - ア 鳥取砂丘を訪れ、これに立ち入る者
  - イ 鳥取砂丘において経済、文化等に関する活動を行う者
- (3) 保全と再生 固有環境が改変されるのを防止するとともに、それが損なわれた場合には、積極的に原状を回復することをいう。

(基本理念)

第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関(以下「関係機関」という。)と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な施策及び規制措置(以下「保護施策等」という。)を総合的に推進するものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

## 第2章 保護施策

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、その固有環境に関する学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、各種の催し、広報等による普及啓発その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(自主取組の促進)

第7条 県は、鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者の自主的な取組を促進するため、取組の組織化に係る仲介又はあっせん、活動に関する関係機関との調整、次条の規定による調査研究の結果等を踏まえた技術的な指導又は助言その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(調査研究の実施)

第8条 県は、鳥取砂丘の固有環境とそれに影響を及ぼす気象、水理等の実態及び動向を的確に把握し、鳥取砂丘の保全と再生を科学的かつ効果的に推進するため、関係機関と協力して必要な調査研究を実施するものとする。

(保護工事等の推進)

第9条 県は、前条の調査研究の結果等を踏まえ、鳥取砂丘の保全と再生のため、工事その他の措置が必要と認められる場合には、関係機関との適切な役割分担の下に、その推進を図るものとする。

## 第3章 砂丘利用者への規制等

(禁止行為)

第10条 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 文字、図形又は記号(それを内包できる最小の長方形又は円(複数の文字、図形又は記号が一体となって特定の内容を表示している場合にあつては、当該複数の文字、図形又は記号の全部を内包できるものとする。))の面積が10平方メートルを超えるものに限る。)を鳥取砂丘の地面に表示すること。

(2) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。

(3) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第9項各号に掲げる行為

(2) 自然公園法第14条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第8項各号に掲げる行為

(3) 自然公園法第27条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為

(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為

(5) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

（中止等の指示）

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「禁止行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該禁止行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規定は、適用しない。

（原状回復命令）

第12条 知事は、鳥取砂丘において禁止行為をした者に対し、原状回復を命ずることができる。

（雑則）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

第14条 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

2 第11条第1項の規定による指示に従わなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

鳥取市浜坂字東浜1390番1の土地と同字1390番139の土地との境界線の北端の点を起点とし、起点から同境界線を南方に進み、同境界線と同字1390番1の土地と同字1390番227の土地との境界線との交点に至り、同交点から同境界線を南方に進み、同境界線と市道浜坂2号線の北側端線との交点に至り、同交点から同端線を東方に進み、同端線と県道湯山鳥取線の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北東に進み、同端線と県道鳥取砂丘細川線の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北方に進み、同端線と湯山簡易水道施設管理道の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北方に進み、同管理道の北西端の点に至り、同点と海岸線（海水面が最高水面に達した時の陸地と海水面との境界をいう。以下同じ。）を最短距離で結ぶ直線を北方に進み、同直線と海岸線との交点に至り、同交点から海岸線を西方に進み起点に至る線に囲まれた区域

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第65号

#### 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>	<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、<u>公益的法人等</u>（法第2条第1項に規定する<u>公益的法人等</u>をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、<u>公益的法人等</u>のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該<u>公益的法人等</u>の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣す</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、<u>公益法人等</u>（法第2条第1項に規定する<u>公益法人等</u>をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、<u>公益法人等</u>のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該<u>公益法人等</u>の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣する</p>

ることができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうちに掲げるもの

ア 財団法人鳥取県環境管理事業センター(平成6年12月27日に財団法人鳥取県環境管理事業センターという名称で設立された法人をいう。)

イ 財団法人鳥取県教育文化財団(昭和48年3月26日に財団法人鳥取県遺跡調査会という名称で設立された法人をいう。)

ウ 財団法人鳥取県建設技術センター(昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)

エ 財団法人鳥取県国際交流財団(平成2年11月1日に財団法人鳥取県国際交流財団という名称で設立された法人をいう。)

オ 財団法人鳥取県産業振興機構(昭和48年7月23日に財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)

カ 社団法人鳥取県人権文化センター(平成11年4月16日に社団法人鳥取県人権文化センターという名称で設立された法人をいう。)

キ 財団法人鳥取県造林公社(昭和41年4月13日に財団法人鳥取県造林公社という名称で設立された法人をいう。)

ク 財団法人鳥取県畜産振興協会(昭和41年5月16日に財団法人鳥取県畜産振興協会という名称で設立された法人をいう。)

ケ 財団法人鳥取県部落解放研究所(昭和62年6月1日に財団法人鳥取県部落解放研究所という名称で設立された法人をいう。)

コ 財団法人鳥取県文化振興財団(平成4年10月1日に財団法人鳥取県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)

セ 財団法人とっとりコンベンションビューロー(平成7年7月7日に財団法人とっとりコンベンションビューローという名称で設立された法人をいう。)

シ 財団法人とっとり政策総合研究センター(平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。)

ス 財団法人ふるさと鳥取県定住機構(平成6年

ことができる。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうちに掲げるもの

ア 財団法人鳥取県環境管理事業センター

イ 財団法人鳥取県教育文化財団

ウ 財団法人鳥取県建設技術センター

エ 財団法人鳥取県国際交流財団

オ 財団法人鳥取県産業振興機構

カ 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

キ 社団法人鳥取県人権文化センター

ク 財団法人鳥取県造林公社

ケ 財団法人鳥取県体育協会

コ 財団法人鳥取県畜産振興協会

サ 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

シ 財団法人鳥取県部落解放研究所

ス 財団法人鳥取県文化振興財団

セ 財団法人とっとりコンベンションビューロー

ソ 財団法人とっとり政策総合研究センター

タ 財団法人ふるさと鳥取県定住機構

<p><u>9月30日に財団法人ふるさと鳥取県定住機構という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p><u>セ 財団法人自治体国際化協会(昭和63年7月1日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p><u>ソ 社団法人鳥取県観光連盟(平成4年5月2日に社団法人鳥取県観光連盟という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうちに掲げるもの ア~エ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p><u>チ 財団法人自治体国際化協会</u></p> <p><u>ツ 社団法人鳥取県観光連盟</u></p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうちに掲げるもの ア~エ 略 <u>オ 日本赤十字社</u></p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)附則第17項

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第23項第2号

(3) 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)第2条第2項第3号

(4) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)第4条第5号

(5) 鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)第2条第2項

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第66号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
（設置） 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			（設置） 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略			略		
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市	養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市
△			軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市
△			△		
（指定管理者による管理） 第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>知事</u> が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。			（指定管理者による管理） 第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、 <u>知事</u> が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。		
種別	名称	業務	種別	名称	業務
知的障害者更生施設	鳥取県	(1)及び(2) 略	知的障害者更生施設	鳥取県	(1)及び(2) 略
	立鹿野	(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務(知事のみ)の権限に属するもの		立鹿野	(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のう
	かちみ園			かちみ園	ち、知事のみ)の権限に属す
鳥取県			鳥取県		



	立鹿野 第二か ちみ園	<u>を除く。)</u>
養護老 人ホー ム	鳥取県 立皆生 尚寿苑	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるものの ほか、鳥取県立社会福祉施 設の管理に関する業務(知 事のみ)の権限に属するもの <u>を除く。)</u>

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(使用料及び手数料の減免)

第11条 略

(行為の制限等)

	立鹿野 第二か ちみ園	<u>る事務を除く業務</u>
養護老 人ホー ム	鳥取県 立皆生 尚寿苑	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるものの ほか、鳥取県立社会福祉施 設の管理に関する業務の <u>う ち、知事のみ)の権限に属す る事務を除く業務</u>
軽費老 人ホー ム	鳥取県 立福原 荘	(1) 施設設備の維持管理に 関する業務 (2) 入所者に対する給食そ の他日常生活上必要な便宜 の供与に関する業務 (3) 前2号に掲げるものの ほか、鳥取県立社会福祉施 設の管理に関する業務の <u>う ち、知事のみ)の権限に属す る事務を除く業務</u>

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間(鳥取県立福原荘にあっては、3年間)とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立福原荘における利用料金)

第11条 鳥取県立福原荘の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 前項の利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第12条 略

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、鳥取県立福原荘に係る利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(行為の制限等)

第12条 略

(措置命令)

第13条 略

(利用許可の取消し)

第14条 略

(規則への委任)

第15条 略

第13条 略

(措置命令)

第14条 略

(利用許可の取消し)

第15条 略

(規則への委任)

第16条 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第67号

#### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（<u>新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）</u>、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。以下同じ。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額（<u>第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。</u>）その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（<u>新增設事業に対し補助</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（<u>新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）</u>、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（<u>新增設事業に対し補助金</u>その他これに類するものとして知事が要綱で定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。</p>

金その他これに類するものとして知事が要綱で定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。)をいう。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額(5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの賃借に要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業に係るものに限る。)のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの(家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。)に対する企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、家屋及び償却資産(二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。)の取得に係る投下固定資産額(以下「投下環境有益固定資産額」という。)に3分の1を乗じて得た額(2億円を限度とする。)を加算した額以下とする。この場合において、同表1の項の右欄に定める補助金の算出については、同欄の投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎とするものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額(前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額)に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)を加算した額以下とする。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額(5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限る。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(2億円を限度とする。)を加算した額以下とする。

<u>5</u> 略	<u>4</u> 略
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第68号**

鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前		
（名称、位置及び所管区域）				（名称、位置及び所管区域）		
第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。				第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域
		漁業取締りに 関する事務	その他の事務			
鳥取県境港 水産事務所	境港市	鳥取県の区域	米子市、境港 市及び西伯郡	鳥取県境港 水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

附 則

この条例は、公布の日から施行する。